神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例の概要

１．改正の趣旨

都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図るなど、良好な都市環境の形成に資することを目的に、平成29年５月に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が公布された。これにより、都市計画法及び建築基準法が一括して改正され平成30年４月１日から施行されることから、神奈川県建築基準条例について所要の改正を行った。

２．改正内容

(1)　日影による中高層の建築物の形態制限

都市農業の利便の増進を図り、これと調和した低層住宅に係る良好な住居環境を保護するために、都市計画法に住居系用途地域の一類型として「田園住居地域」が追加されたことから、当該用途地域における日影時間については、低層住居専用地域で現在指定している時間と同様の時間を定めた。

(2)　建築物の用途制限に関する特例許可の申請手数料

田園住居地域における建築物の用途規制について、農業の利便及び田園住居地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて特例許可する場合の申請手数料（18 万円）を定めた。

(3)　その他

用語の整理を行った。

３．施行期日

平成30年４月１日